



# 島根県報

令和5年9月1日（金）

号外 第 9 8 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第595号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	安来木次線	安来市広瀬町奥田原 1470番地先から同381番 7地先まで	前	メートル 4.77～ 8.71	メートル 283.23	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	7.75～ 18.01	283.23	

## 島根県告示第596号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来木次線	安来市広瀬町奥田原1470番地先から同381番7地先まで	メートル 283.23	令和5年 9月1日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	